# 瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月4日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

# (提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、条例を改 正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 瑞穂町税賦課徴収条例(昭和25年条例第7号)の一部を 次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金

額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。 第34条の7第1項を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、町内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が 指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第 1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主 たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立 行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務 に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する 寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人 に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるも のを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するもの に限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人 に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連す るものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の 18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金( その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除 く。)

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項 ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除 額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源 泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、「並びに」を 「及び」に改める。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第 11項において「納税申告書」という。)」を加える。 第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国 法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することに より、行わなければならない。

- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書 記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなし て、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762 条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。) に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町 長に到達したものとみなす。
- 第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の 1条を加える。

(製造たばこの区分)

- 第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。
  - (1) 喫煙用の製造たばこ
    - ア 紙巻たばこ
    - イ 葉巻たばこ
    - ウ パイプたばこ
    - エ 刻みたばこ
    - オ 加熱式たばこ
  - (2) かみ用の製造たばこ
  - (3) かぎ用の製造たばこ
    - 第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として

施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は 引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及 び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」と いう。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。 この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たば この区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」 に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において 「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造た ばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の 紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」 に改め、同項後段を削り、同項の表を次のように改める。

区分	重量
(1)喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
(2)かみ用の製造たばこ	2グラム
(3)かぎ用の製造たばこ	2 グラム

第94条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻 たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る 加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する 加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごと の数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこ の本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項

- の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて 計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算し た紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本 数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるもの とする。
- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。) の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2)加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3)次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
  - ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条 第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定 められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額 (消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課 されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規 定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア 又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合におけ る計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当た りの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごと の数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの 本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの 第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税 に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を 切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未 満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
  - 第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。
  - 第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。
- 第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の 売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条第5項及び第6項中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条中第13項を削り、第12項を第17項とし、第11項を第16項とし、第10項を第15項とし、同条第9項中「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第14項とし、同条第8項中「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項中「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項中「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項の次に次の5項を加える。

- 7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同 号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同 号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同 号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は12分の7とする。
- 11 法附則第15条第32項第2号口に規定する設備について 同号に規定する条例で定める割合は12分の7とする。 附則第10条の2に次の2項を加える。
- 18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は0 とする。
- 19 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は 2分の1とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 瑞穂町税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。 第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0. 4」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附 則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第 45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附 則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 瑞穂町税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 瑞穂町税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正す

る法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 瑞穂町税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号とし、同条第4項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年 条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「瑞穂町税賦課徴収条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「瑞穂町税賦課徴収条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第92条を第92条の2とし、 第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第9 3条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から 第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附 則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
  - (2) 第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第24条第2項の改正規定 (「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限 る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例 附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
  - (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の 規定 平成31年4月1日
  - (4)第2条中瑞穂町税賦課徴収条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
  - (5) 第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
  - (6)第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10 月1日
  - (7) 第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第24条第1項第2号の改正 規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除 く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定 並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
  - (8)第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年 10月1日
  - (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
  - (10) 第1条中瑞穂町税賦課徴収条例附則第10条の2に2項を加える改正規定(同条第18項に係る部分に限る。) 公布の日又は生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施

行の日のいずれか遅い日

(町民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(次条第1項において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税とついては、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税 に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税につい て適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従 前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得 された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対 して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新た

に取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能 エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお 従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間 (以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の 規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中 小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が 取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において「機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引 (以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内 に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる 規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税に ついては、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第26号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者

が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が加売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日 までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総 理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 9 条	第98条第1項若	瑞穂町税賦課徴収
	しくは第2項、	条例等の一部を改
		正する条例(平成3
		0年条例第 号。
		以下この条及び第

		2 章第 4 節 に お い
		て「平成30年改正
		条例」という。)附
		則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若	平成30年改正条
	しくは第2項	例附則第6条第2
		項
第19条第3号	第81条の6第1	平成30年改正条
	項の申告書、第98	例附則第6条第3
	条第1項若しくは	項の納期限
	第2項の申告書又	
	は第139条第1	
	項の申告書でその	
	提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号	地方税法施行規則
	の2様式又は第3	の一部を改正する
	4号の2の2様式	省令(平成30年総
		務省令第24号)別
		記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条
		例附則第6条第3
		項
第100条の2第	第98条第1項又	平成30年改正条
1項	は第2項	例附則第6条第2
		項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又	平成30年改正条
	は第2項	例附則第6条第3
		項
t . Ive to tal tale		

<sup>5 30</sup>年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを 得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者 に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税

を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(町たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる 規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税に ついては、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときない。これらの者が卸売業者等として当該製造たばこ(これらの者が小売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する貯蔵場である場合において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町

たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第98条第1項若	瑞穂町税賦課徴収
しくは第2項、	条例等の一部を改
	正する条例(平成3
	0年条例第 号。
	以下この条及び第
	2章第4節におい
	て「平成30年改正
	条例」という。)附
	則第9条第3項、
第98条第1項若	平成30年改正条
しくは第2項	例附則第9条第2
	項
第81条の6第1	平成30年改正条
項の申告書、第98	例附則第9条第3
条第1項若しくは	項の納期限
第2項の申告書又	
	しくは第2項、 第98条第1項若 しくは第2項 第81条の6第1 項の申告書、第98 条第1項若しくは

	は第139条第1	
	項の申告書でその	
	提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号	地方税法施行規則
	の2様式又は第3	の一部を改正する
	4号の2の2様式	省令(平成30年総
		務省令第25号)別
		記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条
		例附則第9条第3
		項
第100条の2第	第98条第1項又	平成30年改正条
1 項	は第2項	例附則第9条第2
		項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又	平成30年改正条
	は第2項	例附則第9条第3
		項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(町たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 9 条	第98条第1項若	瑞穂町税賦課徴収
	しくは第2項、	条例等の一部を改
		正する条例(平成3
		0年条例第 号。
		以下この条及び第
		2 章第 4 節におい
		て「平成30年改正
		条例」という。)附
		則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若	平成30年改正条
	しくは第2項	例附則第11条第
		2 項
第19条第3号	第81条の6第1	平成30年改正条
	項の申告書、第98	例附則第11条第
	条第1項若しくは	3項の納期限
	第2項の申告書又	
	は第139条第1	
	項の申告書でその	
	提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号	地方税法施行規則
	の2様式又は第3	の一部を改正する
	4号の2の2様式	省令(平成30年総
		務省令第25号)別
		記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条
		例附則第11条第
		3 項
第100条の2第	第98条第1項又	平成30年改正条
1 項	は第2項	例附則第11条第
		2 項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又	平成30年改正条

は	第	2	項

例附則第11条第 3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを 得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者 に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税 を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者 等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、 施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これ らの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様 式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄 に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項 の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった 旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこ の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申 告書に添付しなければならない。 第1条による改正のうち公布の日又は生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日に施行分 瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節 略

第23条から第34条の6 略

(寄附金税額控除)

- 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げ る寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金 銭のうち、町内に主たる事務所又は事業所 を有する法人又は団体に対するものを支出 した場合においては、法第314条の7第1項に 規定するところにより控除すべき額(当該 納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる 寄附金を支出した場合にあっては、当該控 除すべき金額に特例控除額を加算した金 額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第34条の3及び前条の規定を適 用した場合の所得割の額から控除するもの とする。この場合において、当該控除額が 当該所得割の額を超えるときは、当該控除 額は、当該所得割の額に相当する金額とす
- (1)所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2)所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第2 17条第1号に規定する独立行政法人に対す る寄附金(当該法人の主たる目的である業 務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定す

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節 略

第23条から第34条の6 略

(寄附金税額控除)

- 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げ る寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金 銭を支出した場合においては、法第314条の 7第1項に規定するところにより控除すべき 額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に 掲げる寄附金を支出した場合にあっては、 当該控除すべき金額に特例控除額を加算し た金額。以下この項において「控除額」と いう。)をその者の第34条の3及び前条の規 定を適用した場合の所得割の額から控除す るものとする。この場合において、当該控 除額が当該所得割の額を超えるときは、当 該控除額は、当該所得割の額に相当する金 額とする。
- (1)次に掲げる寄附金又は金銭のうち、町内に 主たる事務所又は事業所を有する法人又は 団体に対するもの
  - ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基 づき財務大臣が指定した寄附金
  - イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)

- る地方独立行政法人に対する寄附金(当該 法人の主たる目的である業務に関連するも のに限る。)
- (4)所得税法施行令第217条第2号に規定する 法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第 2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる 目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する 公益社団法人及び公益財団法人(所得税法 施行令の一部を改正する政令(平成20年政 令第155号) 附則第13条第2項の規定により、 なおその効力を有するものとされる改正前 の所得税法施行令第217条第1項第2号及び 第3号に規定する民法法人を含む。) に対す る寄附金(当該法人の主たる目的である業 務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する 学校法人に対する寄附金(当該法人の主た る目的である業務に関連するものに限る。)

- (7)所得税法施行令第217条第5号に規定する 社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の 7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人 の主たる目的である業務に関連するものに 限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する 更生保護法人に対する寄附金(当該法人の 主たる目的である業務に関連するものに限 る。)
- (9)所得税法第78条第3項に規定する特定公益

- 第217条第1号に規定する独立行政法人に 対する寄附金(当該法人の主たる目的で ある業務に関連するものに限る。)
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規 定する地方独立行政法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関 連するものに限る。)
- 工 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- 才 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ク 所得税法施行令第217条第6号に規定す

信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 41条の18の2第2項に規定する特定非営利活 動に関する寄附金(その寄附をした者に特 別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 略

第34条の8から第53条の12 略 第2節から第6節 略

附則

第1条から第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2及び3 略

- 4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。
- 7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設

る更生保護法人に対する寄附金(当該法 人の主たる目的である業務に関連するも のに限る。)

- ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定 公益信託の信託財産とするために支出し た金銭
- コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第41条の18の2第2項に規定する特定非営 利活動に関する寄附金(その寄附をした 者に特別の利益が及ぶと認められるもの を除く。)
- 2 略

第34条の8から第53条の12 略 第2節から第6節 略

附則

第1条から第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め る割合)

第10条の2 略

2及び3 略

- 4 法附則第15条第8項に規定する条例で定め る割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

備について同号に規定する条例で定める割 合は2分の1とする。

- 10 法附則第15条第32項第2号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合は12分の7とする。
- 11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合は12分の7とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号イに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する 設備について同号に規定する条例で定める 割合は3分の1とする。

15 略

16 略

<u>17</u> 略

- 18 法附則第15条第47項に規定する条例で定 める割合は0とする。\_
- 19 法附則第15条の8第2項に規定する条例で 定める割合は2分の1とする。

第10条の3から第23条 略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。
- (1)から(9) 略

(10) 第1条中瑞穂町税賦課徴収条例附則第10

- 7 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

10 略

11 略

12 略

13 法附則第15条の8第2項に規定する条例で 定める割合は2分の1とする。

第10条の3から第23条 略

条の2に2項を加える改正規定(同条第18項 に係る部分に限る。) 公布の日又は生産性 向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施 行の日のいずれか遅い日

# 第2条 略

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例 の規定中固定資産税に関する部分は、平成3 0年度以後の年度分の固定資産税について 適用し、平成29年度分までの固定資産税に ついては、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで の間に取得された地方税法等の一部を改正 する法律(平成30年法律第3号。次条におい て「改正法」という。)第1条の規定による 改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。 以下この条において「旧法」という。)附則 第15条第2項に規定する施設又は設備に対 して課する固定資産税については、なお従 前の例による。
- 3 平成24年4月1日から平成30年3月31日まで の間に取得された旧法附則第15条第8項に 規定する雨水貯留浸透施設に対して課する 固定資産税については、なお従前の例によ る。
- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで の間に新たに取得された旧法附則第15条第 32項に規定する特定再生可能エネルギー発 電設備に対して課する固定資産税について は、なお従前の例による。

第4条から第11条 略

# 瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

瑞穂町税賦課徴収	条例 新旧対照表
新	旧
目次 略	目次 略
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 略
第1節から第3節 略	第1節から第3節 略
第4節 略	第4節 略
<u>(製造たばこの区分)</u>	
第92条 製造たばこの区分は、次に掲げると	
おりとし、製造たばこ代用品に係る製造た	
ばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性	
状によるものとする。	
<u>(1)</u> 喫煙用の製造たばこ	
<u>ア 紙巻たばこ</u>	
<u>イ 葉巻たばこ</u>	
<u>ウ パイプたばこ</u>	
<u>エ 刻みたばこ</u>	
<u>オ 加熱式たばこ</u>	
<u>(2)かみ用の製造たばこ</u>	
(3)かぎ用の製造たばこ	
<u>第92条の2</u> 略	<u>第92条</u> 略
第93条 略	第93条 略
(製造たばことみなす場合)	
第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であっ	
て加熱により蒸気となるグリセリンその他	
<u>の物品又はこれらの混合物を充塡したもの</u>	
(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社	
<u>(以下この条において「会社」という。)、</u>	
加熱式たばこの喫煙用具であって加熱によ	
り蒸気となるグリセリンその他の物品又は	
これらの混合物を充塡したものを製造した	
特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具で	

あって加熱により蒸気となるグリセリンそ の他の物品又はこれらの混合物を充塡した ものを会社又は特定販売業者から委託を受 けて製造した者その他これらに準ずる者と して施行規則第8条の2の2で定める者によ り売渡し、消費等又は引渡しがされたもの 及び輸入されたものに限る。以下この条及 び次条第3項第1号において「特定加熱式た ばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこと みなして、この節の規定を適用する。この 場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具 に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこ とする。

(たばこ税の課税標準)

- 第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条の2</u> 第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若し くは消費等<u>(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこ の本数とする。
- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。) の本数は、紙巻たばこの本数によるものと し、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本 数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって 紙巻たばこの1本に換算するものとする。\_\_

区分	<u>重量</u>
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	<u>1グラム</u>
<u>イ パイプたばこ</u>	<u>1グラム</u>
ウ 刻みたばこ	<u>2グラム</u>
(2)かみ用の製造たばこ	2グラム
(3)かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、第1号に掲げる方法により換算した (たばこ税の課税標準)

- 第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条第1</u> 項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しく は消費等\_\_\_\_\_に係る製造たばこの本数と する。
- 2 前項の製造たばこ\_\_\_\_の本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u>

区分	<u>重量</u>
1 喫煙用の製造たばこ	
<u>ア パイプたばこ</u>	<u>1グラム</u>
<u>イ 葉巻たばこ</u>	<u>1グラム</u>
ウ 刻みたばこ	<u>2</u> グラム
2 かみ用の製造たばこ	<u>2</u> グラム
3 かぎ用の製造たばこ	<u>2</u> グラム

紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具 を除く。) の重量の1グラムをもって紙巻た ばこの1本に換算する方法
- (2)加熱式たばこの重量(フィルターその他の 施行規則第16条の2の2で定めるものに係る 部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって 紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3)次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
  - ア 売渡し等の時における小売定価(たば こ事業法第33条第1項又は第2項の認可を 受けた小売定価をいう。)が定められてい る加熱式たばこ 当該小売定価に相当す る金額(消費税法(昭和63年法律第108号) の規定により課されるべき消費税に相当 する金額及び法第2章第3節の規定により 課されるべき地方消費税に相当する金額

# を除く。)

- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条 第3項第2号ロ及び第4項の規定の例によ り算定した金額
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式た ばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する 場合における計算は、売渡し等に係る加熱 式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同 号に規定する加熱式たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗 じて得た重量を合計し、その合計重量を紙 巻たばこの本数に換算する方法により行う ものとする。
- <u>6</u> 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式た ばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙 巻たばこの本数に換算する場合における計 算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目 ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める 金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量 を乗じて得た金額を合計し、その合計額を

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を 本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、\_\_\_\_\_製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量\_\_\_\_\_に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

<u>紙巻たばこの本数に換算する方法により行</u> うものとする。

- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ご との1個当たりの第3項第3号アに定める金 額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当 する金額に1銭未満の端数がある場合には、 その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙 巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じ て計算した紙巻たばこの本数に1本未満の 端数がある場合には、その端数を切り捨て るものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規 定の適用に関し必要な事項は、施行規則で 定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,</u> 692円とする。

(たばこ税の課税免除)

### 第96条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された 製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に 規定する輸出業者が小売販売業者若しくは 消費者等に売渡しをし、又は消費等をした 場合には、当該製造たばこについて、当該 輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第9</u> 2条の2の規定を適用する。

### 第97条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告 納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,</u> 262円とする。

(たばこ税の課税免除)

## 第96条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された 製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に 規定する輸出業者が小売販売業者若しくは 消費者等に売渡しをし、又は消費等をした 場合には、当該製造たばこについて、当該 輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第9</u> 2条の規定を適用する。

### 第97条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告 納付すべき者(以下この節において「申告納 税者」という。)は、毎月末日までに、前月 の初日から末日までの間における第92条第 1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しく は消費等に係る製造たばこの品目ごとの課

標準数量」という。)及び当該課税標準数量 に対するたばこ税額、第96条第1項の規定に より免除を受けようとする場合にあっては 同項の適用を受けようとする製造たばこに 係るたばご税額並びに次条第1項の規定に より控除を受けようとする場合にあって は、同項の適用を受けようとするたばこ税 額その他必要な事項を記載した施行規則第 34号の2様式による申告書を町長に提出し、 及びその申告に係る税金を施行規則第34号 の2の5様式による納付書によって納付しな ければならない。この場合において、当該 申告書には、第96条第2項に規定する書類及 び次条第1項の返還に係る製造たばこの品 目ごとの数量についての明細を記載した施 行規則第16号の5様式による書類を添付し なければならない。

2から5 略 第99条から第102条 略 第5節及び第6節 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

(1)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第92条を第 92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条 を加える改正規定、同条例第93条の次に1 条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに 第6条並びに附則第5条から第7条までの規 定 平成30年10月1日

(2)から(10) 略

第2条から第4条 略

税標準たる本数の合計数(以下この節にお いて「課税標準数量」という。)及び当該課 税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1 項の規定により免除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとする製 造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1 項の規定により控除を受けようとする場合 にあっては、同項の適用を受けようとする たばこ税額その他必要な事項を記載した施 行規則第34号の2様式による申告書を町長 に提出し、及びその申告に係る税金を施行 規則第34号の2の5様式による納付書によっ て納付しなければならない。この場合にお いて、当該申告書には、第96条第2項に規定 する書類及び次条第1項の返還に係る製造 たばこの品目ごとの数量についての明細を 記載した施行規則第16号の5様式による書 類を添付しなければならない。

2から5 略 第99条から第102条 略 第5節及び第6節 略 (町たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課し た、又は課すべきであった町たばこ税につ いては、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465 条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に 規定する売渡し若しくは消費等(同法第469 条第1項第1号及び第2号に規定する売渡し を除く。附則第9条第1項及び第11条第1項に おいて「売渡し等」という。)が行われた製造 たばこ(瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改 正する条例(平成27年条例第26号)附則第5 条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除 く。以下この項及び第5項において「製造た ばこ」という。)を同日に販売のため所持す る卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げ る規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条 例(第4項及び第5項において「30年新条例」 という。)第92条の2第1項に規定する卸売販 売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売 業者がある場合において、これらの者が所 得税法等の一部を改正する法律(平成30年 法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1 項において「所得税法等改正法」という。) 附則第51条第1項の規定により製造たばこ の製造者として当該製造たばこを同日にこ れらの者の製造たばこの製造場から移出し たものとみなして同項の規定によりたばこ 税を課されることとなるときは、これらの 者が卸売販売業者等として当該製造たばこ (これらの者が卸売販売業者等である場合 には町の区域内に所在する貯蔵場所、これ らの者が小売販売業者である場合には町の 区域内に所在する当該製造たばこを直接管 理する営業所において所持されるものに限

- る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵 場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地 方税法施行規則の一部を改正する省令(平 成30年総務省令第24号)別記第2号様式によ る申告書を平成30年10月31日までに町長に 提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、 平成31年4月1日までに、その申告に係る税 金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令 第23号。以下「施行規則」という。)第34号の 2の5様式による納付書によって納付しなけ ればならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項	瑞穂町税賦課徴収
	<u> 若しくは第2</u>	条例等の一部を改
	<u>項、</u>	正する条例(平成3
		0年条例第 号。
		以下この条及び第
		2章第4節において
		「平成30年改正条
		例」という。)附則
		第6条第3項、
第19条	第98条第1項	平成30年改正条例
<u>第2号</u>	若しくは第2	附則第6条第2項

	<u>項</u>	
第19条	第81条の6第	平成30年改正条例
第3号	1項の申告	附則第6条第3項の
	書、第98条第	納期限
	1項若しくは	
	第2項の申告	
	書又は第139	
	条第1項の申	
	告書でその	
	提出期限	
<u>第98条</u>	施行規則第3	地方税法施行規則
<u>第4項</u>	4号の2様式	の一部を改正する
	又は第34号	省令(平成30年総
	の2の2様式	務省令第24号)別
		記第2号様式
第98条	第1項又は第	平成30年改正条例
<u>第5項</u>	<u>2項</u>	附則第6条第3項
<u>第100</u>	第98条第1項	平成30年改正条例
<u>条の2</u>	又は第2項	附則第6条第2項
<u>第1項</u>	当該各項	同項
<u>第101</u>	第98条第1項	平成30年改正条例
条第2	又は第2項	附則第6条第3項
<u>項</u>		

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課され

た、又は課されるべきであった旨を証する に足りる書類に基づいて、当該返還に係る 製造たばこの品目ごとの本数を記載した上 で同様式による書類をこれらの申告書に添 付しなければならない。

<u>(手持品課税に係る町たばこ税に関する経</u> 過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30 日までの間における前条第4項の規定の適 用については、同項の表第19条第3号の項中 「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」と あるのは、「第98条第1項」とする。

第8条から第11条 略

## 瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新

目次 略

第1章 略 第2章 略

第1節 略

第23条 略

(個人の町民税の非課税の範囲)

### 第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割の みを課すべきもののうち、前年の合計所得 金額が31万5,000円にその者の<u>同一生計配</u> <u>偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗 じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又 は扶養親族を有する場合には、当該金額に1 89,000円を加算した金額)以下である者に 対しては、均等割を課さない。

#### 第25条から第36条 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号<u>に掲げる者</u>は、 3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定<u>により</u>給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 目次 略

第1章 略 第2章 略 第1節 略

第23条 略

(個人の町民税の非課税の範囲)

#### 第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割の みを課すべきもののうち、前年の合計所得 金額が31万5,000円にその者の<u>控除対象配</u> <u>偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗 じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又 は扶養親族を有する場合には、当該金額に1 89,000円を加算した金額)以下である者に 対しては、均等割を課さない。

### 第25条から第36条 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号<u>の者</u>は、3月15 日までに施行規則第5号の4様式(別表)によ る申告書を町長に提出しなければならな い。ただし、法第317条の6第1項又は第4項 の規定<u>によって</u>給与支払報告書又は公的年 金等支払報告書を提出する義務がある者か ら1月1日現在において給与又は公的年金等 の支払を受けている者で前年中において給 与所得以外の所得又は公的年金等に係る所 得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった 者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に 規定するものを除く。)、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険 保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特 別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に 規定する源泉控除対象配偶者に係るものを 除く。) 若しくは法第314条の2第5項に規定 する扶養控除額の控除又はこれらと併せて 雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、 法第313条第8項に規定する純損失の金額の 控除、同条第9項に規定する純損失若しくは 雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の 規定により控除すべき金額(以下この条に おいて「寄附金税額控除額」という。)の控 除を受けようとするものを除く。以下この 条において「給与所得等以外の所得を有し なかったもの」という。)及び第24条第2項 に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表 の上欄の(二)に掲げる者を除く。)について は、この限りでない。

2から8 略

第36条の3から第53条の12 略

第2節から第6節 略

附則

第1条から第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 略

- 2 略
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に

料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除者しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかったもの」という。)並びに第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から8 略

第36条の3から第53条の12 略

第2節から第6節 略

附則

第1条から第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 略

- 2 略
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7</u>まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又

規定する確定優良住宅地等予定地のための 譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第23条 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

## (1) 略

(2)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第24条第2 項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一 生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同 条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条 例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次 条第1項の規定 平成31年1月1日

(3)から(10) 略

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後 の瑞穂町税賦課徴収条例の規定中個人の町 民税に関する部分は、平成31年度以後の年 度分の個人の町民税について適用し、平成3 0年度分までの個人の町民税については、な お従前の例による。

2及び3 略

第3条から第11条 略

は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第23条 略

新

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節 略

(町民税の納税義務者等)

第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等 割額及び所得割額の合算額<u>により</u>、第3号の 者に対しては均等割額及び法人税割額の合 計額<u>により</u>、第2号及び第4号の者に対して は均等割額<u>により</u>、第5号の者に対しては法 人税割額により課する。

(1)から(5) 略

- 2 略
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

## 第24条から第47条の6 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあって

目次 略

第1章 略 第2章 略

第1節 略

(町民税の納税義務者等)

- 第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等 割額及び所得割額の合算額<u>によって</u>、第3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額 の合計額<u>によって</u>、第2号及び第4号の者に 対しては均等割額<u>によって</u>、第5号の者に対 しては法人税割額によって課する。
- (1)から(5) 略
- 2 略
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

## 第24条から第47条の6 略

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書\_\_\_を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、

はそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2から9 略

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告に ついては、申告書記載事項が記載された納 税申告書により行われたものとみなして、 この条例又はこれに基づく規則の規定を適 用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

第49条から第53条の12 略 第2節から第6節 略 同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく 町長に提出し、及びその申告に係る税金又 は同条第1項後段及び第3項の規定により提 出があったものとみなされる申告書に係る 税金を施行規則第22号の4様式による納付 書により納付しなければならない。

2から9 略

第49条から第53条の12 略 第2節から第6節 略

附則

## (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

## (1)から(4) 略

(5)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第23条第1 項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定 並びに同条に3項を加える改正規定並びに 次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6)から(10) 略

(町民税に関する経過措置)

# 第2条 略

# 2 略

3 第1条の規定による改正後の瑞穂町税賦課 徴収条例(次条第1項において「新条例」と いう。)第23条第1項及び第3項並びに第48 条第10項から第12項までの規定は、前条第5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する 事業年度分の法人の町民税及び同日以後に 開始する連結事業年度分の法人の町民税に ついて適用し、同日前に開始した事業年度 分の法人の町民税及び同日前に開始した連 結事業年度分の法人の町民税については、 なお従前の例による。

第3条から第11条 略

新

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節 略

第23条 略

(個人の町民税の非課税の範囲)

第24条 略

- (1) 略
- (2)障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割の みを課すべきもののうち、前年の合計所得 金額が31万5,000円にその者の同一生計配 偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗 じて得た金額<u>に10万円を加算した金額</u>(そ の者が同一生計配偶者又は扶養親族を有す る場合には、当該金額に189,000円を加算し た金額)以下である者に対しては、均等割を 課さない。

第25条から第34条 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条 の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合には、同条第1項及び第3項から第1 2項までの規定により雑損控除額、医療費控 除額、社会保険料控除額、小規模企業共済 等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配 目次 略

第1章 略 第2章 略

第1節 略

第23条 略

(個人の町民税の非課税の範囲)

第24条 略

- (1) 略
- (2)障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割の みを課すべきもののうち、前年の合計所得 金額が31万5,000円にその者の同一生計配 偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗 じて得た金額\_\_\_\_(その者が同一生計配 偶者又は扶養親族を有する場合には、当該 金額に189,000円を加算した金額)以下であ る者に対しては、均等割を課さない。

第25条から第34条 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配

偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の</u>合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3から第34条の5 略

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円 以下である所得割の納税義務者について は、その者の第34条の3の規定による所得割 の額から、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める金額を控除する。

## (1) 略

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条 の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当 する場合<u>には</u>、当該納税義務者に係る同 表の下欄に掲げる金額を合算した金額を 加算した金額

### イ略

#### (2) 略

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条 の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当 する場合<u>には</u>、当該納税義務者に係る同 表の下欄に掲げる金額を合算した金額を 加算した金額

### イ略

第34条の7から第53条の12 略 第2節から第6節 略

附則

第1条から第4条の2 略

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき 者のうち、その者の前年の所得について第3 3条の規定により算定した総所得金額、退職 所得割の納税義務者については、同条第2 項、第7項及び第12項の規定により基礎控除 額をそれぞれその者の前年の所得について 算定した総所得金額、退職所得金額又は山

偶者特別控除額又は扶養控除額を、

林所得金額から控除する。

第34条の3から第34条の5 略

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、 その者の第34条の3の規定による所得割の 額から、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める金額を控除する。

### (1) 略

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条 の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当 する場合<u>においては</u>、当該納税義務者に 係る同表の下欄に掲げる金額を合算した 金額を加算した金額

### イ略

## (2) 略

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条 の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当 する場合<u>においては</u>、当該納税義務者に 係る同表の下欄に掲げる金額を合算した 金額を加算した金額

### イ略

第34条の7から第53条の12 略 第2節から第6節 略

附則

第1条から第4条の2 略

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき 者のうち、その者の前年の所得について第3

3条の規定により算定した総所得金額、退職

所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親 族の数に1を加えた数を乗じて得た金額<u>に1</u> 0万円を加算した金額(その者が同一生計配 偶者又は扶養親族を有する場合には、当該 金額に32万円を加算した金額)以下である 者に対しては、第23条第1項の規定にかかわ らず、町民税の所得割(分離課税に係る所得 割を除く。)を課さない。

2及び3 略

第6条から第23条 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

(1)から(6) 略

(7)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第24条第1 項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同 条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並 びに同条例附則第5条の改正規定並びに次 条第2項の規定 平成33年1月1日

(8)から(10) 略

(町民税に関する経過措置)

第2条 略

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の瑞 穂町税賦課徴収条例の規定中個人の町民税 に関する部分は、平成33年度以後の年度分 の個人の町民税について適用し、平成32年 度分までの個人の町民税については、なお 従前の例による。

3 略

第3条から第11条 略

所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額\_\_\_(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

第6条から第23条 略

新

附則

第1条から第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2から15 略

- 16 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。
- 18 法<u>附則第15条第46項</u>に規定する条例で定 める割合は0とする。

19 略

第10条の3から第23条 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

(1)(2) 略

(3)第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及 び附則第4条の規定 平成31年4月1日

(4)から(10) 略

第2条及び第3条 略

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日 までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する 附則

第1条から第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め る割合)

第10条の2 略

2から15 略

- 16 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第45項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。
- 18 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する条例で定 める割合は0とする。

19 略

第10条の3から第23条 略

取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5条から第11条 略

新

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、第1号に掲げる方法により換算した 紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。

(1)から(3) 略

4から10 略

第95条から第102条 略

第5節及び第6節 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

(1)から(3) 略

(4)第2条中瑞穂町税賦課徴収条例第94条第3

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、第1号に掲げる方法により換算した 紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。

(1)から(3) 略

4から10 略

第95条から第102条 略

第5節及び第6節 略

項の改正規定 平成31年10月1日	
(5)から(10) 略	
<u>第2条から第11条 略</u>	

新

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、第1号に掲げる方法により換算した 紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6を</u>乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に<u>0.6を</u>乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。

#### (1)(2) 略

(3)次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)所則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、第1号に掲げる方法により換算した 紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。

#### (1)(2) 略

(3)次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で

除して計算した金額をいう。第8項において 同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算 する方法

ア及びイ 略

4から10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6</u>,122円とする。

第96条から第102条 略

第5節及び第6節 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)から(5) 略

(6)第3条並びに附則第8条及び第9条の規定平成32年10月1日

(7)から(10) 略

第2条から第7条 略

(町たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課し た、又は課すべきであった町たばこ税につ いては、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりた

除して計算した金額をいう。第8項において 同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算 する方法

ア及びイ 略

4から10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5</u>,692円とする。

第96条から第102条 略

第5節及び第6節 略

ばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵 場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地 方税法施行規則の一部を改正する省令(平 成30年総務省令第25号。附則第11条第2項に おいて「平成30年改正規則」という。)別記 第2号様式による申告書を平成32年11月2日 までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、 平成33年3月31日までに、その申告に係る税 金を施行規則第34号の2の5様式による納付 書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第98条第1項瑞穂町税賦課徴収若しくは第2条例等の一部を改項、正する条例(平成3

1		0年条例第 号。
		以下この条及び第
		2章第4節において
		「平成30年改正条
		例」という。) 附則
		<u>第9条第3項、</u>
第19条	<u>第98条第1項</u>	平成30年改正条例
<u>第2号</u>	<u>若しくは第2</u>	附則第9条第2項
	<u>項</u>	
第19条	第81条の6第	平成30年改正条例
第3号	1項の申告	附則第9条第3項の
	書、第98条第	納期限
	1項若しくは	
	第2項の申告	
	書又は第139	
	条第1項の申	
	告書でその	
	提出期限	
第98条	施行規則第3	地方税法施行規則
第4項	4号の2様式	の一部を改正する
	又は第34号	省令(平成30年総
	の2の2様式	務省令第25号)別
		記第2号様式
第98条	第1項又は第	平成30年改正条例
第5項	<u>2項</u>	附則第9条第3項
第100	第98条第1項	平成30年改正条例
<u>条の2</u>	又は第2項	附則第9条第2項
第1項	当該各項	同項
第101	第98条第1項	平成30年改正条例
条第2	又は第2項	附則第9条第3項
<u>項</u>		

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等に

ついて準用する。この場合において、当該 卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5 又は第16条の4の規定により、これらの規定 に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16号の5様式による書類中「返還の理由及び その他参考となるべき事項」欄に、当該控除 又は還付を受けようとする製造たばこにつ いて同項の規定により町たばこ税が課され た、又は課されるべきであった旨を証する に足りる書類に基づいて、当該返還に係る 製造たばこの品目ごとの本数を記載した上 で同様式による書類をこれらの申告書に添 付しなければならない。

第10条及び第11条 略

新

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、第1号に掲げる方法により換算した 紙巻たばこの本数に<u>0.2を</u>乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。

## (1)(2) 略

(3)次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条の2 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、第1号に掲げる方法により換算した 紙巻たばこの本数に<u>0.4を</u>乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。

#### (1)(2) 略

(3)次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で

において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5 本に換算する方法

ア略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法\_\_\_\_\_第10条第3項第2号ロ及 び第4項の規定の例により算定した金額

4から10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6</u>、552円とする。

第96条から第102条 略 第5節及び第6節 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

(1)から(7) 略

(8)第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9)(10) 略

第2条から第9条 略

(町たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則 第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課 した、又は課すべきであった町たばこ税に ついては、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行 われた製造たばこを同日に販売のため所持 する卸売販売業者等又は小売販売業者があ る場合において、これらの者が所得税法等 除して計算した金額をいう。第8項において 同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算 する方法

ア略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条 第3項第2号ロ及び第4項の規定の例によ り算定した金額

4から10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,</u> 122円とする。

第96条から第102条 略 第5節及び第6節 略

改正法附則第51条第11項の規定により製造 たばこの製造者として当該製造たばこを同 日にこれらの者の製造たばこの製造場から 移出したものとみなして同項の規定により たばこ税を課されることとなるときは、こ れらの者が卸売販売業者等として当該製造 たばこ(これらの者が卸売販売業者等であ る場合には町の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合 には町の区域内に所在する当該製造たばこ を直接管理する営業所において所持される ものに限る。)を同日に小売販売業者に売り 渡したものとみなして、町たばこ税を課す る。この場合における町たばこ税の課税標 準は、当該売り渡したものとみなされる製 造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税 率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵 場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平 成30年改正規則別記第2号様式による申告 書を平成33年11月1日までに町長に提出し なければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、 平成34年3月31日までに、その申告に係る税 金を施行規則第34号の2の5様式による納付 書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第19条</u> <u>第98条第1項若</u> <u>瑞穂町税賦課</u>

	しくは第2項、	徴収条例等の 一部を改正す る条例(平成3 0年条例第 号。以下こ の条及び第2 章第4節にお いて「平成30 年改正条例」 という。) 附 則第11条第3 項、
<u>第19条</u>	第98条第1項若	平成30年改正
<u>第2号</u>	しくは第2項	条例附則第11
		条第2項
<u>第19条</u>	第81条の6第1項	平成30年改正
<u>第3号</u>	の申告書、第98	条例附則第11
	条第1項若しく	条第3項の納
	は第2項の申告	期限
	書又は第139条	
	第1項の申告書	
	でその提出期限	
第98条	施行規則第34号	地方税法施行
第4項	の2様式又は第3	規則の一部を
	4号の2の2様式	改正する省令
		(平成30年総
		務省令第25
		号)別記第2号
		様式
第98条	第1項又は第2項	平成30年改正
第5項		条例附則第11
		条第3項
第100条	第98条第1項又	平成30年改正
<u>の2第1</u>	は第2項	条例附則第11
<u>項</u>		条第2項
	当該各項	同項
第101第	第98条第1項又	平成30年改正

2項	は第2項	条例附則第11
		条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解 除その他やむを得ない理由により、町の区 域内に営業所の所在する小売販売業者に売 り渡した製造たばこのうち、第1項の規定に より町たばこ税を課された、又は課される べきものの返還を受けた卸売販売業者等に ついて準用する。この場合において、当該 卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5 又は第16条の4の規定により、これらの規定 に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16号の5様式による書類中「返還の理由及び その他参考となるべき事項」欄に、当該控除 又は還付を受けようとする製造たばこにつ いて同項の規定により町たばこ税が課され た、又は課されるべきであった旨を証する <u>に足りる書類に基づいて、当該返還に係る</u> 製造たばこの品目ごとの本数を記載した上 で同様式による書類をこれらの申告書に添 付しなければならない。

新

目次 略

第1章 略 第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条 略

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であっ て加熱により蒸気となるグリセリンその他 の物品又はこれらの混合物を充塡したもの (たばこ事業法第3条第1項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱によ り蒸気となるグリセリンその他の物品又は これらの混合物を充塡したものを製造した 特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具で あって加熱により蒸気となるグリセリンそ の他の物品又はこれらの混合物を充塡した ものを会社又は特定販売業者から委託を受 けて製造した者その他これらに準ずる者と して施行規則第8条の2の2で定める者によ り売渡し、消費等又は引渡しがされたもの 及び輸入されたものに限る。以下この条 \_\_\_において「特定加熱式たばこ喫煙用具」 という。)は、製造たばことみなして、この 節の規定を適用する。この場合において、 特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たば この区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

目次 略

第1章 略 第2章 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第92条から第93条 略

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であっ て加熱により蒸気となるグリセリンその他 の物品又はこれらの混合物を充塡したもの (たばこ事業法第3条第1項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱によ り蒸気となるグリセリンその他の物品又は これらの混合物を充塡したものを製造した 特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具で あって加熱により蒸気となるグリセリンそ の他の物品又はこれらの混合物を充塡した ものを会社又は特定販売業者から委託を受 けて製造した者その他これらに準ずる者と して施行規則第8条の2の2で定める者によ り売渡し、消費等又は引渡しがされたもの 及び輸入されたものに限る。以下この条及 び次条第3項第1号において「特定加熱式た ばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこと みなして、この節の規定を適用する。この 場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具 に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこ とする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

## 2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>に掲げる方法により換算した\_\_ <u>紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u>

### (1) 略

### (2) 略

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合\_\_\_\_ \_における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式た ばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する 場合における計算は、売渡し等に係る加熱 式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同 号に規定する加熱式たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗 じて得た重量を合計し、その合計重量を紙 巻たばこの本数に換算する方法により行う ものとする。

#### 6 略

### 2 略

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの 本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した 紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した 紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じ て計算した紙巻たばこの本数及び第3号に 掲げる方法により換算した紙巻たばこの本 数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本 数の合計数によるものとする。
- (1)加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具 を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻た ばこの1本に換算する方法

## (2) 略

## (3) 略

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式た ばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する 場合における計算は、売渡し等に係る加熱 式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同 号に規定する加熱式たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗 じて得た重量を合計し、その合計重量を紙 巻たばこの本数に換算する方法により行う ものとする。

#### 6 略

- ばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙 巻たばこの本数に換算する場合における計 算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目 ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める 金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量 を乗じて得た金額を合計し、その合計額を 紙巻たばこの本数に換算する方法により行 うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ご との1個当たりの第3項第2号アに定める金 額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当 する金額に1銭未満の端数がある場合には、 その端数を切り捨てるものとする。

### 9 略

第95条から第102条 略 第5節及び第6節 略

### 附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。

(1)から(8) 略

(9)第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 略

第2条から第11条 略

- 7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式た 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式た ばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙 巻たばこの本数に換算する場合における計 算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目 ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める 金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量 を乗じて得た金額を合計し、その合計額を 紙巻たばこの本数に換算する方法により行 うものとする。
  - 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ご との1個当たりの第3項第3号アに定める金 額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当 する金額に1銭未満の端数がある場合には、 その端数を切り捨てるものとする。
    - 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙 巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じ て計算した紙巻たばこの本数に1本未満の 端数がある場合には、その端数を切り捨て るものとする。

### 10 略

第95条から第102条 略 第5節及び第6節 略 新

旧

附則

第1条から第4条 略

(町たばこ税に関する経過措置)

### 第5条 略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第4 65条第1項に規定する売渡し又は同条第2項 に規定する売渡し若しくは消費等が行われ る紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の税 率は、<u>瑞穂町税賦課徴収条例</u>第95条の規定 にかかわらず、当該各号に定める税率とす る。

### (1)(2) 略

(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円

## 3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1 項に規定する売渡し又は同条第2項に規定 する売渡し若しくは消費等(同法第469条第 1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除 く。以下この条において同じ。)が行われた 紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持 する卸売販売業者等(瑞穂町税賦課徴収条 例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者 等をいう。以下この条において同じ。)又は 小売販売業者がある場合において、これら の者が所得税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第9号。以下「所得税法等改 正法」という。) 附則第52条第1項の規定に より製造たばこの製造者として当該紙巻た ばこ三級品を同日にこれらの者の製造たば この製造場から移出したものとみなして同 項の規定によりたばこ税を課されることと

附則

第1条から第4条 略

(町たばこ税に関する経過措置)

### 第5条 略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第4 65条第1項に規定する売渡し又は同条第2項 に規定する売渡し若しくは消費等が行われ る紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の税 率は、<u>新条例</u>第95条の規定にかかわらず、 当該各号に定める税率とする。

#### (1)(2) 略

(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円

## 3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1 項に規定する売渡し又は同条第2項に規定 する売渡し若しくは消費等(同法第469条第 1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除 く。以下この条において同じ。)が行われた 紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持 する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に 規定する卸売販売業者等をいう。以下この 条において同じ。)又は小売販売業者がある 場合において、これらの者が所得税法等の 一部を改正する法律(平成27年法律第9号。 以下「所得税法等改正法」という。) 附則第 52条第1項の規定により製造たばこの製造 者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこ れらの者の製造たばこの製造場から移出し たものとみなして同項の規定によりたばこ 税を課されることとなるときは、これらの

なるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5から12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第 1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定 する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻 たばこ三級品を同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場 合において、これらの者が所得税法等改正 法附則第52条第12項の規定により製造たば この製造者として当該紙巻たばこ三級品を 同日にこれらの者の製造たばこの製造場か ら移出したものとみなして同項の規定によ りたばこ税を課されることとなるときは、 これらの者が卸売販売業者等として当該紙 巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業 者等である場合には町の区域内に所在する 貯蔵場所、これらの者が小売販売業者であ る場合には町の区域内に所在する当該紙巻 たばこ三級品を直接管理する営業所におい て所持されるものに限る。)を同日に小売販 売業者に売り渡したものとみなして、町た ばこ税を課する。この場合における町たば こ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、 当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1, 者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 三級品(これらの者が卸売販売業者等であ る場合には町の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合 には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 三級品を直接管理する営業所において所持 されるものに限る。)を同日に小売販売業者 に売り渡したものとみなして、町たばこ税 を課する。この場合における町たばこ税の 課税標準は、当該売り渡したものとみなさ れる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町 たばこ税の税率は、1,000本につき430円と する。

5から12 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1 項に規定する売渡し又は同条第2項に規定 する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻 たばこ三級品を同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場 合において、これらの者が所得税法等改正 法附則第52条第12項の規定により製造たば この製造者として当該紙巻たばこ三級品を 同日にこれらの者の製造たばこの製造場か ら移出したものとみなして同項の規定によ りたばこ税を課されることとなるときは、 これらの者が卸売販売業者等として当該紙 巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業 者等である場合には町の区域内に所在する 貯蔵場所、これらの者が小売販売業者であ る場合には町の区域内に所在する当該紙巻 たばこ三級品を直接管理する営業所におい て所持されるものに限る。)を同日に小売販 売業者に売り渡したものとみなして、町た ばこ税を課する。この場合における町たば こ税の課税標準は、当該売り渡したものと みなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、 当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1, 692円とする。

### 14 略

第5項	略	略
	略	略
	略	平成31年10月3
		1日
第6項	略	平成32年3月31
		<u>日</u>
略	略	略

第6条及び第7条 略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞ れ当該各号に定める日から施行する。
- (1)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第92条を第 92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条 を加える改正規定、同条例第93条の次に1 条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに 第6条並びに附則第5条から第7条までの規 定 平成30年10月1日

(2)から(10) 略

第2条から第11条 略

262円とする。

### 14 略

第5項	略	略
	略	略
	略	平成31年4月30
		旦
第6項	略	平成31年9月30
		旦
略	略	略

第6条及び第7条 略